

令和3年5月10日

保護者様

ひたちなか市立勝田第三中学校長 宮田 聡

給食費の取扱いについて

新緑の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和3年度の給食費について、下記のように取り扱うことといたします。保護者の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

記

- 給食費月額 中学校（自校方式） 4,700円（基準日額 270円）

- 欠食の取り扱いについて

病気その他の事由により、連続して5日を超える長期の欠席が見込まれる場合は、保護者からの事前の申し出により、給食を停止・再開することができます。保護者から申し出があった日から起算して、6日目（土日祝日を除く）以降の給食費について返還します。その場合は、学校給食停止・再開届を学校へ提出していただきます。

※ 感染症等による休校・学年閉鎖・学級閉鎖の場合は、学校給食停止・再開届は不要です。

※ 食材発注の都合上、給食を停止・再開する場合は、必ず学校へご連絡をお願いいたします。

(例) 5月17日(月)に申し出があり、5月18日(火)から25日(火)まで停止する場合

5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25
(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)
申出日	欠食	欠食	欠食	欠食			欠食	欠食
1日目	2日目	3日目	4日目	5日目			6日目	7日目
返還対象	無	無	無	無			★返還	★返還

- 返金方法について

諸会計口座振替の納入が確認でき次第、ご登録の諸会計口座（常陽銀行口座）に返還対象となる金額を振込にて返金いたします。

問合せ先
市教育委員会学務課 保健給食室
TEL 029-273-0111 (内線7326)
ひたちなか市立勝田第三中学校
TEL 029-272-5215